

25福保高施第2116号  
平成 26年 4月 24日

特別養護老人ホーム  
介護老人保健施設  
養護老人ホーム  
軽費老人ホーム  
有料老人ホーム  
介護療養型医療施設

施設長 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
施設支援課長 福留 敬一  
介護保険課長 榎 美智子  
(公印省略)

### 高齢者福祉施設における入所者の預り金の適切な管理について(通知)

標記については、平素から御配慮をいただいているところですが、今般、都内の高齢者福祉施設において、不適切な取扱いを行った事例がありました。

預り金の管理に際しては、平成12年3月30日付老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」、平成23年3月11日付22福保高施第2016号・22福保高介第1546号「入所者等から支払を受けることができる利用料等について(通知)」を参考にしつつ、別紙により、その取扱いに一層の御注意をお願いいたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
施設支援課施設運営係 鏡(あぶみ)  
電話 03-5320-4264  
介護保険課介護事業者係 馬場  
電話 03-5320-4274

## 入所者の預り金の適正な管理に係る具体的な留意事項

### 1 基本的な考え方

入所者が所有する金銭を自己で管理することは当然のことである。

しかし、心身の状況により自ら管理することが困難な者もいるため、施設が利用者の金銭を管理する場合においては、まずは、施設の立替払い等、預かり金を管理しない方法について検討を行い、預り金としてその管理を代行する場合においては、真に必要な最小限に留めるべきである。

また、預り金を管理する場合においては、施設は、利用者からの依頼に基づき行うとともに、利用者から信頼される方法で、契約に基づき、規定に沿った適切な管理及び出納事務を責任もって行う。

### 2 預り金管理に係る客観的な合理性の確保

預り金を管理する場合は、利用者からの依頼等について書面で約すほか、心身の状況により管理が必要な場合はその基準を予め定めておくことが必要である。

### 3 預り金管理に係る管理規定の整備と遵守

預り金を管理する場合には、「預り金管理規定」を作成し、それに沿った方法により管理すること。

管理規定には、以下の点を盛り込み、実務において遵守されなければならない。

- (1) 利用者等は、施設において預り金の管理を希望するときは、当該施設長に対して保管依頼書(契約書)により依頼する必要がある。
- (2) 保管を承諾した場合、預金口座、名義人、印鑑、預金額等を確認し、預り金等保管台帳(個人別出納台帳等)を作成すること。
- (3) 現金持参による保管依頼は、事故等の危険性を考慮し、原則として受け付けない。やむを得ない場合は、複数の者の立会いを得、預り証を交付すること。
- (4) 通帳及び印鑑は、管理責任者(責任者)がそれぞれ保管責任者(補助者)を指定し、別々に鍵のかかる場所に保管させるものとする。キャッシュカードの使用は原則行わないこと。
- (5) 預り金の収支を定期的に利用者等に報告しなければならない。
- (6) 通帳及び現金は、利用者ごとに管理しなければならない。
- (7) 支出は、出金依頼書に基づいて行い、出納事務は、複数の者により確認できる体制を常にとっておかななければならない。
- (8) 利用者の退所などにより、預り金の管理事由が消滅した場合には、本人あるいは受領権利のある者に速やかに預り金・通帳等を返却するとともに、受領証を徴収しなければならない。

### 4 安全性の担保

預り金の管理の安全性を担保するため、成年後見人・市民後見人の活用、第三者機関の活用などを適宜行うこと。